

大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準 改正(案) 新旧対照表

案(改正後)	現行(改正前)
<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続きにより審査する。</p>	<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続きにより審査する。</p>
<p>第1 幼稚園の設置認可 1—7 (略) 8 施設及び設備等 (1)－(3) (略) (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。</u> (5) (略) 9 (略) 10 (略) 11 設置者の管理運営 設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。 例えば、次の事項に留意すること。 (1) <u>関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人の寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。</u> (2)－(3) (略) 12 (略)</p>	<p>第1 幼稚園の設置認可 1—7 (略) 8 施設及び設備等 (1)－(3) (略) (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u> (5) (略) 9 (略) 10 (略) 11 所轄庁が教育長以外である学校法人等の管理運営 <u>所轄庁が教育長以外である学校法人については、その設置する学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。</u> 例えば、次の事項に留意すること。 (1) <u>法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。</u> (2)－(3) (略) 12 (略)</p>
<p>第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可 1—2 (略) 3 施設及び設備等 (1)－(3) (略) (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。</u> (5) (略) 4 (略) 5 (略)</p>	<p>第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可 1—2 (略) 3 施設及び設備等 (1)－(3) (略) (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u> (5) (略) 4 (略) 5 (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>

附 則

1 この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 この基準は、施行日以後、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。